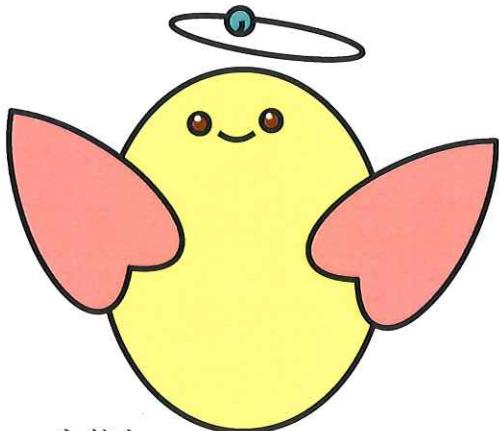


平成 31 年度

事 業 計 画 書



ぬくりん

(上越市社協マスコットキャラクター)



社会福祉法人上越市社会福祉協議会

目 次

基本 方針	1
平成31年度事業計画内容	2
I 法人運営の円滑な実施.....	2
1. 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制	2
(1) 内部管理体制強化の推進.....	2
(2) 理事会、評議員会、監事會、専門部会の開催.....	2
(3) 本所・支所の機能と役割.....	2
(4) 情報の管理と共有.....	3
(5) リスクマネジメントの強化.....	3
2. 安定した事業継続のための財政運営.....	3
(1) 事業継続のための財政運営.....	3
(2) 資産の有効活用と新規事業の企画.....	3
3. 安全・安心なサービス提供を継続するための人財育成	3
(1) 職員雇用計画の策定.....	3
(2) キャリアパス制度の機能強化と労働環境整備.....	3
(3) 法人理念の浸透と人財育成.....	3
(4) 職員育成、実習生等受け入れ体制の整備.....	3
II 地域福祉事業・活動の推進	4
1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域	4
(1) 全世帯を対象とした福祉教育の推進.....	4
(2) 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援.....	5
2. 支え合いの活動が広がる地域	5

3.	誰もが安心して暮らせる地域	6
(1)	権利擁護支援の強化	6
(2)	総合相談体制の構築	7
(3)	災害支援体制の強化	8
(4)	関係者・団体への支援及び協働体制の構築	8
(5)	受託事業の実施	9
III	介護・障害福祉サービス事業等の実施	10
1.	居宅介護支援事業	10
2.	訪問介護（ホームヘルプサービス）事業	11
3.	通所介護（デイサービス）事業	11
4.	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業	12
5.	短期入所生活介護（ショートステイ）事業	12
6.	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	13
7.	地域包括支援センター事業	13
8.	障害者相談支援事業	13
9.	上越圏域障害者地域生活支援センター (精神障害者地域移行支援)事業	14
10.	障害者就労支援等事業	14
11.	共同生活援助（障害者グループホーム）事業	15
12.	高齢者健康支援訪問事業	15
13.	生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業	15
IV	施設の管理・運営事業	16

平成 31 年度 上越市社会福祉協議会 事業計画

～ 共に生き 共につくる 福祉社会を目指して ～

基 本 方 針

国内経済の先行きは、緩やかな回復が続くことが期待されているものの、通商問題の動向や中国経済の先行きなど、十分注意する必要があるとされています。また、2018年における老人福祉、介護事業の市場は、介護報酬改定が奏効してか、2000年の介護保険法施行以降、倒産件数は7年ぶりに前年を下回ったとはいえ、倒産件数は過去3番目に多く、依然として高止まり状況が続いている。

政府は、今年10月に実施予定の消費税率の引き上げに伴い、介護報酬を0.39%改定することを決定するなど、経営環境の改善が図られる期待も出ていますが、介護業界の人手不足は好況になると他業種へ流出し、景気と逆行する傾向が強いといわれており、経営環境は引き続き厳しい状況が続くものと考えられます。

このような中、社会福祉法人は、ガバナンスの強化と透明性の確保に取り組み、主体性を持った自立的経営が求められ、一方では「地域共生社会」の実現に向けて積極的に取り組むなど、社会の変化への柔軟な対応が求められています。

このような状況を踏まえ、今後の上越市社協の安定した運営を図るため、次のような将来を見据えた法人運営に努めます。

改修工事を終えた総合福祉センターに本部機能を集約し、同センターを文字どおり法人の拠点施設として運営してまいります。また、会計監査人を設置し、経営組織のガバナンスの強化を図ります。さらに、組織の継続的発展に不可欠とされる人財確保や職員の育成に引き続き努めてまいります。

地域福祉事業では、新たに策定した「地域福祉活動計画」が各地域で実践されるよう、計画の周知や取組支援を行うなど地域福祉の推進を図るとともに、介護サービス事業では、障害者グループホーム「柿崎ふれんどり～ホームうらはま」を開設するほか、(仮称)謙信高志の里ショートステイの開設に向けて準備を進めるなど、利用者一人ひとりのニーズに即したサービス提供に意を用いてまいります。

新たな時代の幕開けにあたり、改めて社協の原点に立ち返り、基本理念の実現に向け、信頼される社協づくり、住民主体による地域福祉の推進、利用者本位の福祉サービス提供に取り組んでまいります。

平成 31 年度 事業計画内容

I 法人運営の円滑な実施

地域共生社会の実現をめざす改正社会福祉法が平成 30 年 4 月から施行され、地域包括支援体制の構築が市町村ごとに取組まれている。上越市でも必要とされる介護福祉サービスの担い手不足は深刻度を増し、超高齢化を迎えた地域社会には、多様な福祉課題が存在している。福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るためにには、社会福祉法人制度の改革とともに福祉人材の確保、育成が急務である。社会福祉協議会は地域共生社会の実現に向けて、地域住民、行政や事業者、企業などが協働するための要としての役割を果たしていくことが使命である。そのために、平成 30 年度に策定した地域福祉活動計画を地域住民と共に実践し、社協の使命である住民主体の地域福祉を推進する。また必要とされる福祉サービスの供給を確保し、社会福祉事業を効果的・安定的に実施するために理念の共有に基づく組織づくりと福祉サービスの質の向上に継続して努め、経営基盤を強化する。

1. 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制

(1) 上越市社協は社会福祉法改正に対応し、内部管理体制の強化、運営の透明性の確保と財務規律の強化を図っている。平成 31 年度に見込まれていた収益 20 億円以上の社会福祉法人の会計監査人設置義務は延期されたが、平成 31 年度からの設置を想定した会計監査事前調査をすでに実施しており延期に関わらず社会福祉法人の責務として監査人を設置する。

(2) 理事会、評議員会、監事会及び専門部会の開催により、法人の重要事項を審議・決定する。

- ・理事会 年 3 回、必要により臨時開催
- ・評議員会 年 3 回、必要により臨時開催
- ・監事会 年 2 回、必要により臨時開催
- ・専門部会 必要により開催

(3) 地域福祉の拠点としての本所・支所の機能と役割の整理について、地域に拠点を置いて活動する住民主体による福祉活動と連携した体制整備とともに、上越市社協組織の内部管理体制強化の側面からも検討を進める。

- (4) 福祉の啓発、住民活動の促進を図るため、広報誌、ホームページを通じてわかりやすい情報を提供する。また財務諸表等の適切な情報開示により、市民の社協事業に対する理解を深める。
- (5) 当会の福祉サービス利用者及び職員の安全確保、事故防止、事故対応などのリスクマネジメントを強化する。安全衛生委員会の活動を強化して安全教育の実施と健康増進の取組を推進するとともに、衛生管理者や安全衛生推進者の育成を図る。また、事故や災害時における職員行動基準の隨時点検と訓練を推進する。

2. 安定した事業継続のための財政運営

- (1) 安定した事業継続のために介護報酬等収入の確保に向けて取り組むとともに、将来の事業継続に必要な資金の積立を行い、財政基盤の強化を図る。また、広報活動を通じて地域における公益的な取組についての情報発信や福祉活動に対する啓発を行い、会費納入率の向上や住民参画を推進する。
- (2) 資産の有効活用を推進し、施設の修繕・建替、車両の入替等を計画的に進める。関係団体、並びに地域の福祉ニーズをとらえて、地域に必要とされる新規事業の企画を随時検討、実施していく。社会福祉充実計画に基づく社会福祉事業として、上越総合福祉センター大規模改造を実施し、福祉拠点としての機能強化を図っており竣工は平成31年9月30日を予定している。

3. 安全・安心なサービス提供を継続するための人財育成

- (1) 組織の継続的な成長・発展のために雇用計画を策定し、計画的な職員採用により人財確保を図る。
- (2) 自立経営を継続するために平成30年度に検討してきた賃金制度改定を実施する。職員が上越市社協職員としての誇りを持ち、安心して日々の業務を遂行していくよう新賃金制度を運用する。キャリアパス制度の機能強化や労働環境整備には継続して取り組む。
- (3) 上越市社協職員が法人理念のもと進むべき方向性を共有するとともに各人が成長できるよう人財育成研修を実施する。
- (4) 上越市社協職員の人財の確保と職員自身のスキルアップ、更に社会貢献の一環として福祉職を目指す学生や障がい者などの実習生を継続して受け入れる。それに伴い、指導担当職員の研修会参加等、受け入れ体制の強化を図る。

II 地域福祉事業・活動の推進

平成31年度は地域の皆様の声により新たに策定した上越市地域福祉活動計画（地域福祉の推進を目的とした社協や住民、住民組織等の活動・行動計画）が実践されるよう計画の周知や取組みの支援を行うとともに、地域の課題や状況に応じたきめ細かな福祉活動が行われるよう、地域懇談会などを実施しながら4年の計画期間の中で地域ごとの「地区地域福祉活動計画」策定に向けた取組みを進めていく。

また、「住民福祉会」の取組みでは、モデル地区（諏訪区、中郷区、名立区）における2年間のモデル期間が終了し全市での展開を進めることから、モデル地区での取組みを検証するとともに、新たな設置に向けて各地区の住民組織等への働きかけを行う。

権利擁護支援では、市民に対する事業や制度の周知を図るとともに、司法や専門職、関係機関等との連携を一層強化し、日常生活自立支援事業や法人後見事業の充実を図りながら、上越市が取り組む成年後見制度の利用促進計画の策定や中核機関の設置等に協力し、総合的な支援体制の構築に向けた取組みを進める。

1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域

（1）全世帯を対象とした福祉教育の推進

①福祉教育推進事業

小・中学校での子どもたちに対する福祉教育を推進していくため、教育委員会と連携を図りながら、学校との協働による継続的な取組みが行われるための仕組みづくりを進める。

また、内部で作成した「福祉教育プログラムシート」を有効活用し、福祉の意識づけから具体的な行動につながるよう、学校側の意向を確認しながら効果的な取組みを実践し、福祉教育の拡充を図る。

住民や企業・団体等に対し、「地域福祉活動計画」について説明する機会を設け、福祉に対する意識づけを図るとともに、福祉（生活）課題の解決に向けた主体的な取組みが進むよう働きかけを行う。

②福祉大会・まつり事業

「社会福祉大会」は、式典（社協会長表彰）を単独で実施し、講演会については新潟日報社と共に実施する「福祉、介護、健康フェア」のメインステージ講演に

位置づけ、実行委員会への参画によりテーマや出演者等について協議、検討し、様々な世代に対して福祉への意識づけや啓発が図れるよう取組む。

支所における「福祉まつり」は、これまで実施してきた検証結果を踏まえ、効果性の高い内容となるよう見直すとともに、実施していない地区もあることから、今後の事業の方向性について検討する。

(2) 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援

①ボランティアセンター事業

行政（共生まちづくり課）、くびき野NPOボランティアセンターと連携し、ボランティア活動の活性化に向けた環境づくりを進めるとともに、地域福祉活動計画の重点項目である福祉活動に主体的に取り組む人づくりを推進していくため、「ボランティア養成講座」や「ボランティア育成講座」を各支所で実施し、活動者の拡大と支援に努める。

②ほっと安心生活サポート事業

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方や母子・父子世帯の方などの生活を支援するため、住民参加による在宅福祉サービス（買物や掃除、洗濯などの日常生活に必要なサービス）を有償で提供する。

また、自立した生活を送るための適切なサービスが提供されるよう、提供会員の研修会を実施する。

2. 支え合いの活動が広がる地域

(1) 福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援

住民福祉会設置事業

今年度より全市での展開を進めることから、2年のモデル期間が終了となった「諏訪区」、「中郷区」、「名立区」の取組みを検証するとともに、早期に設置となった「三和区」の取組み内容も含めたリーフレットを作成し、「地域福祉活動計画」の周知と併せて各地区へ発信していくことで、住民福祉会の普及に努める。

(2) 圏域に応じた小地域福祉活動の推進

①地域懇談会

懇談会の開催により、暮らしやすい地域をつくっていくための「想い」や「考え」

を地域の方々から聴き取り、地域ごとの福祉活動を計画化する「地区地域福祉活動計画」の策定につなげていく。

また、上越市社協に対する意見や要望等を聴取し、法人運営や事業展開に反映させていく。

②ふれあいいきいきサロン事業

「地域福祉活動計画」において“交流の場づくり”が重点項目となっていることを踏まえ、地域の状況を把握し住民が主体的に取り組むサロンの立上げに向けた働きかけを進めるとともに、既存のサロンにおいてはその自主的な活動が継続するよう、活動のアドバイスや運営面等の支援を行う。

③ふれあい支え合いマップづくり事業

概ね50世帯のご近所圏域で、福祉的な課題や住民同士のつながり、要援護者や支援者などを地図に書き込むことで地域の実態を把握し、住民の福祉に対する意識の向上を図り、主体的な地域福祉活動へとつなげていく。

3. 誰もが安心して暮らせる地域

(1) 権利擁護支援の強化

①日常生活自立支援事業

委託元である新潟県社会福祉協議会が方針として示している市町村型への移行については、平成31年度で妙高市社協への移行を完了し、今後は上越市のみでの事業展開により利用者に対する支援の充実を図る。

②法人後見事業

家庭裁判所からの受任依頼について、法人として受任が可能な案件については対応していくとともに、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な利用者で、法人としての継続支援が望ましいと判断される場合は、申立て時の受任候補者として応じていく。

また、後見業務等に関わる専門家や関係機関との連携を一層強化し、ネットワークづくりや協働による相談対応等の新たな取組みを進めていくとともに、行政計画として進められる成年後見制度利用促進の取組みに協力し、権利擁護支援の充実を図る。

③権利擁護推進事業

権利擁護に関わる事業や制度の周知・啓発を図る出前講座は、直接相談につながる居宅介護支援事業所や障害者相談支援事業所などへの働きかけを強化とともに、分かりやすい内容で理解が深まるよう、対象者に合わせた複数メニューの整備や段階的に進める講座の検討など工夫しながら実施していく。

権利擁護ミニ講座は毎回定員を超える参加者数となっていることから、定員数を拡大するとともに、様々な地域の市民が参加できるよう、東頸エリアと頸南エリアの2会場で各3回実施する。

また、市民や関係機関等からの権利擁護に関する相談については、権利擁護・生活支援係だけでなく支所の地域福祉担当者等も窓口となって対応することができるよう体制を整備していく。

④不登校児の短期自立支援事業

「～自由の学び舎～ やすづか学園」を継続的に運営し、様々な理由で不登校となった子どもたちの学力の向上を目指すとともに、豊かな自然や地域住民との関わりの中で心の回復を図り、自信を持って自立した社会生活が送れるよう支援する。

また、上越市内の不登校の子どもたちを対象に「学習や活動の日帰りコース（送迎付き）」や不登校相談室の開設などにより職員が個別相談に応じ、不安解消や状況の改善に向けた支援を行う。

（2）総合相談体制の構築

①心配ごと相談事業

地域住民に対する相談窓口の周知を強化し、各支所の職員が市民の困りごと、悩みごと、心配ごと等の相談に応じ、法人内の各部署や専門家、関係機関等と連携を図りながら問題解決に向けて支援する。

また、専門相談は昨年と同様に「空き家の利活用」に関する個別相談を実施する。

②生活福祉資金貸付事業

新潟県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者世帯・高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、必要な資金を貸し付けることにより自立した生活が送れるよう支援する。

生活困窮世帯については、自立相談支援機関（パーソナルサポートセンター）が毎月開催する支援調整会議に参加して情報の共有や支援方法の検討を行うとともに、貸付においても相談内容に応じて連携を図りながら適切に対応する。

また、必要に応じた償還指導を行うなど、借受人の生活状況を把握しながら世帯更生に向けた相談支援を進めていく。

（3）災害支援体制の強化

災害対策事業

行政（危機管理課、共生まちづくり課）、上越青年会議所、くびき野NPOサポートセンターとの「上越市災害ボランティア連携推進会議」を定期的に開催し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる協議や研修会等を継続的に行う。

また、災害時における被災者支援の体制を強化するため、連携団体の拡大を図る。

被災者支援のための人材確保として、災害ボランティア支援登録を推進とともに、職員のスキル向上を図るため、積極的に外部研修へ参加する。

（4）関係者・団体への支援及び協働体制の構築

①上越ワーキングネットワーク支援事業

上越市ワーキングネットワークに加入する障害者福祉施設が19施設に増えたことから、工賃アップに向けた共同作業の受注促進や施設製品の共同販売会など、一層施設間の連携・協働やネットワーク機能の強化が図れるよう支援していく。

また、事務局機能に関する支援体制については、段階的に移管できるよう上越ワーキングネットワークと継続的に協議していく。

②団体事務事業

各団体の事務局機能に関する支援体制については、各団体で自主的に行える業務を移管し、自主運営に向けた取組みを進める。

③福祉の店「パレット」事業

上越圏域の障害者福祉施設の製品販売にあたり、春日山荘内に設置されている常設店では販売量が限られることから、イベント等に出向いて販売する出張パレットや商品券の発行、商品カタログなどによる販売を強化し、販路拡大と売上増を図る。

また、各施設がそれぞれ販路を確保していることや、上越ワーキングネットワークによる合同販売会も行われていることなどから、今後のあり方についての検討を進める。

(5) 受託事業の実施

①地域支え合い事業の実施

上越市が28の地域自治区で取り組む「地域支え合い事業」（通いの場の設置・運営、協議体会議の開催等）について、合併前上越市の4つの地域自治区（春日区、北諏訪区、保倉区、八千浦区）を受託し実施する。

保倉区については、住民組織に再委託という形を取りながら、地域住民による自主的な取組みへと段階的に移行する。

春日区、北諏訪区、八千浦区についても、地域組織の立上げや既存の住民組織による実施となるよう、働きかけを強化していく。

13区のうち住民組織から受託している柿崎区、大潟区、吉川区、板倉区、名立区については、住民の協力が得られるよう地域へ働きかけ、住民組織による主体的な取組みへの移行を進める。

②重度身体障害者移動支援事業の実施

日常的に車椅子を使用されているなど歩行が困難な方に、通院等の外出支援のため福祉車両4台を配備し、運転ボランティアによる運行を行う。

③手話通訳者・要約筆記者等の派遣

聴覚に障がいのある方の社会参加やコミュニケーション支援等を目的として、適切かつ円滑に手話通訳者及び要約筆記者等の派遣を行う。

④手話通訳・要約筆記養成等事業及び生活訓練の実施

視聴覚に障がいのある方に対する支援体制の充実に向けて、手話通訳者を確保するための手話奉仕員養成講座や要約筆記・点字・音声訳の講習会等を開催するとともに、視聴覚に障がいのある方が生活を送る上で必要な知識や技術、制度等を習得するための生活訓練を実施する。

III 介護・障害福祉サービス事業等の実施

利用者本位の福祉サービスの提供を原点におき、利用者一人ひとりの尊厳、自己決定を重視し、その人らしさを大切にする支援を提供する。平成31年度は、障害があっても高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるために、地域福祉を推進する諸機関との連携と協働による、多様な福祉課題・生活課題に対応できる連携の強化を図っていく。

介護・障害福祉サービス従事者としての資質と専門性の技術向上に取り組み、安心して良質な介護・障害福祉サービスの提供ができるよう努める。

利用者ニーズ、サービスの質向上に向けたアンケート等、客観的な事業評価と事業所ごとの自己評価を実施し、課題解決、事業改善に取り組むことで、「利用者本位の福祉サービスの提供」を念頭におき、理念に基づいた健全な事業経営に努める。

1. 居宅介護支援事業

介護を必要とする方やご家族等の相談に応じ、利用者の選択に基づいたケアプランを作成して、上越市や医療機関、福祉サービス提供事業者と連携を図りながら、適切な保健医療福祉サービスが効果的に提供されるように、柿崎、牧事業所の再配置を実施し、困難事例等にも対応しやすいように職員体制と全体の動きを整備し、ケアマネジメントの質向上に取り組む。

事業所名称	休 日	開設日
上越居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
牧・安塚居宅介護支援事業所		H31. 4. 1
浦川原居宅介護支援事業所		H19. 4. 1
大潟居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
頸城居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
柿崎・吉川居宅介護支援事業所		H31. 4. 1
板倉居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
三和居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
名立居宅介護支援事業所		H13. 4. 1

2. 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業

利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な訪問介護サービスを提供する。医療や看護との連携を図りながら積極的に研修と実践に取り組み、安全で安心な頼りがいのある事業者を目指していく。

高齢者をはじめ、身体障がい者や障がい児・知的障がい者・精神障がい者等の多様な利用ニーズに対応できるようホームヘルパーの資質向上を目指し、各種研修事業への積極的な参加及び自己研鑽に努めることで、サービス内容の充実と拡充に努める。その他に子育て支援として、産前・産後の体調不良のための家事や育児が困難な家庭や多胎児を出産した家庭等において、産前・産後の健康管理と安心して子育てができる環境を整えるため、産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施する。また、制度の狭間にあるニーズに対応するため保険外ホームヘルプサービスを実施し、誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるようサポートしていく。

事業所名称	休 日	開設日
ヘルパーステーション上越	年中無休	H 5. 4. 1
ヘルパーステーション安塚	年中無休	H 6. 4. 1
ヘルパーステーション柿崎	年中無休	H25. 8. 1
ヘルパーステーション上越北	年中無休	H 6. 9. 1
ヘルパーステーション上越南	年中無休	S63. 4. 1

3. 通所介護（デイサービス）事業

利用者一人ひとりの有する能力に応じた自立支援を目標に、個別の援助計画によるサービスの提供を行う。専門職が多職種協同して利用者のニーズにこたえる質の高いサービスの提供に努める。利用者本位のサービスを提供するためにニーズに応じた弹力的な事業運営や内容改善に取り組む。

事業所名称	休 日	定員	開設日
デイサービスセンター謙信高志の里	年中無休	30	H 3. 4. 1
デイホームやちほ	年中無休	18	H 8. 4. 1
デイホーム有田	年中無休	18	H 10. 4. 1
デイサービスセンター安塚やすらぎ荘	年中無休	33	H 24. 8. 1
浦川原高齢者生活福祉センター	年中無休	25	H 7. 4. 1
牧デイサービスセンターやまゆりの家	土・日曜日	18	H 4. 4. 1
大潟デイサービスセンターやすらぎの家	日曜日	30	H 3. 4. 1
頸城デイサービスセンター無憂の里	日曜日	33	H 9. 4. 1

頸城デイサービスセンターはながさの里	日曜日	27	H 4. 4. 1
くびきの里デイサービスセンター	年中無休	35	H 16. 4. 1
吉川デイサービスセンターあじさいの家	年中無休	18	H 4. 4. 1
いこいの里あさひデイサービスセンター	年中無休	30	H 22. 6. 7
みやじまの里第一清心荘（一般型）	日曜日	30	H 3. 6. 1
みやじまの里第一清心荘（認知症対応型）	日曜日	10	H 8. 11. 1
みやじまの里第二清心荘	土曜日	25	H 11. 8. 1
三和デイサービスセンター美杉の里	日・木曜日	18	H 5. 4. 1
三和デイサービスセンターすいせんの里	年中無休	28	H 12. 4. 1
名立デイサービスセンター椿寿苑	年中無休	33	H 7. 4. 1

4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業

家庭的な環境と地域との交流のもと、利用者が共同生活住居において職員と共に働く、それぞれの役割をもって生活することで、利用者の認知症の進行を緩和し、一人ひとりにあった自立生活が営めるようにサービスの提供を行う。

事業所名称	休 日	定員	開設日
グループホーム安塚やすらぎ荘	年中無休	9	H 24. 8. 1

5. 短期入所生活介護（ショートステイ）事業

短期間の入所により、利用者の生活の質の向上及び家族の負担の軽減を図り、在宅生活の継続に資するサービスの提供を行う。また5事業所で空床利用型の障害福祉サービス（短期入所）を実施している。上越総合福祉センターの大規模改修工事では、在宅支援機能強化に向けて、新たに宿泊機能の整備として、ショートステイ部門の工事を実施する。開設は、平成31年10月予定。

事業所名称	休 日	定員	開設日	空床利用型障害福祉サービス（短期入所）
安塚やすらぎ荘ショートステイ	年中無休	19	H 24. 8. 1	実施
くびきの里ショートステイ	年中無休	12	H 16. 4. 1	実施
ほほ笑よしかわの里ショートステイ	年中無休	10	H 15. 7. 1	
いこいの里あさひショートステイ	年中無休	14	H 22. 6. 7	実施
コミュニティナイトホームみやじまの里	年中無休	8	H 11. 8. 1	実施
コミュニティナイトホームすいせんの里	年中無休	8	H 12. 4. 1	実施
仮称 謙信高志の里ショートステイ	年中無休	9	H 31. 10. 1	実施

6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業

施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切なサービス提供を行う。

事業所名称	休 日	定員	開設日
特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里	年中無休	30	H15. 7. 1

7. 地域包括支援センター事業

上越市からの委託を受け、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、各種保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整し、総合相談・支援業務を行う。また、虐待の防止及びその早期発見に努める等権利擁護のために必要な援助を行う。介護予防サービス、生活支援サービス等の総合調整、介護予防マネジメントを行うとともに、地域ケア会議の開催等地域の関係機関との調整、包括的・継続的マネジメント業務を行う。上越市社協は浦川原区を拠点とするエリアを受託する。その中でサテライト事業所の牧地域包括支援センターについては、社会福祉法人まきむら福祉会と連携した運営を行う。同様に柿崎区を拠点とする柿崎地域包括支援センターの運営主体である社会福祉法人松波福祉会と連携し、サテライト事業所となる吉川地域包括支援センターの運営を担う。

事業所名称	休 日	開設日
浦川原地域包括支援センター		H18. 4. 1
安塚地域包括支援センター (サテライト)	土・日、 国民祝日、 年末年始	H30. 4. 1
大島地域包括支援センター (サテライト)		H30. 4. 1
牧地域包括支援センター (サテライト)		H30. 4. 1

8. 障害者相談支援事業

障がいのある方やご家族、関係者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援や調整等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図る。

- ・指定特定相談支援事業（サービス等利用計画作成）
- ・指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ・指定障害児相談支援事業

9. 上越圏域障害者地域生活支援センター（精神障害者地域移行支援）事業

新潟県の委託を受け、精神科病院に長期に入院されている方の地域移行・地域定着が進むように、医療機関や市町村・障害福祉サービス事業所等に働きかけるとともに、地域移行支援に関する助言や地域支援体制の整備を図る。

あわせて、圏域全体の地域づくりをめざし、アドバイザー事業を実施する。

10. 障害者就労支援等事業

障がいのある方の基本的人権を尊重し、一人ひとりの能力や適性に合わせた自立支援を行うとともに、地域社会への参加を積極的に進め、社会の中で主体的に生活を送ることができるよう必要な支援を行う。

(1) 就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障がいのある方の一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う。

(2) 就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜について、適切かつ効果的な支援を行う。

(3) 生活介護事業

障がいのある方々が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護等、創作的活動又は生産活動の機会の提供、個々の生きがいの創造、その他必要な支援を行う。

(4) 各事業の定員等

・ふれんどり～ミルはまなす

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、国民の祝日、年末・年始 但し、行事等で出勤日となることがある	4	H23. 4. 1
就労継続支援B型事業		31	H23. 4. 1
生活介護事業		4	H27. 10. 1

・板倉ふれあい工房

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始	4	H26. 4. 1
就労継続支援B型事業		10	H26. 4. 1

11. 共同生活援助（障害者グループホーム）事業

地域において自立した日常生活、社会生活が送れるように、生活の場を提供し、一人一人の能力、適性に併せた日常生活の支援、相談を行い、安心してひとり暮らしができるように支援を行う。

事業所名称	休日	定員	開設日
柿崎ふれんどり～ホームうらはま	年中無休	5	H 31. 4. 1

12. 高齢者健康支援訪問事業

上越市からの委託を受け、生活習慣病等で介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域の課題や居住する高齢者の課題を把握し、介護予防と生活改善及び向上を図るために個別の健康支援訪問を実施する。

13. 生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業

上越市からの指定管理を受け、在宅での生活に不安を感じるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯を対象に、住まいを提供し相談や緊急時の対応などのほか、交流を図りながら生活援助を行う。

事業所名称	定員	1人部屋	2人部屋	指定管理期間
浦川原生活支援ハウス	10	6	2	H31 年度～34 年度
頸城生活支援ハウス	10	8	1	H31 年度～34 年度
板倉生活支援ハウス	12	8	2	H31 年度～34 年度
名立生活支援ハウス	15	11	2	H31 年度～34 年度
合計	47	33	7	

IV 施設の管理・運営事業

上越市からの指定管理、委託、補助を受け、各種施設の管理・運営を行うことで、広く市民の交流を推進し、健康増進と福祉の向上を図る。

事業所名称	種別	管理・運営	指定管理期間
菱の里	宿泊交流施設	指定管理	H29 年度～33 年度
大潟老人福祉センター	高齢者交流施設	事務受託	
福寿荘	高齢者交流施設	事務受託	
春日山荘	高齢者の活動拠点	事業補助	

